

○計量法の改正に伴う航空機及び武器等の適用除外について (通達)

昭和 39 年 9 月 7 日

海幕管第 5197 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

計量法の改正に伴う航空機及び武器等の適用除外について (通達)

標記について、計量法 (昭和 26 年法律第 207 号) 及び関連政令の改正に伴い、海上自衛隊で使用する航空機及び武器等の適用除外の範囲は下記のとおりと定められたので、ヤードポンド単位を取引上又は証明上の単位として使用するに際しては違法のないよう留意されたい。

なお、今回通商産業大臣から承認されたものは別紙(1)のとおりであるがこれに伴い包括承認を受けた計量器にかかわる報告及び承認を受けていないものの承認申請は別紙(2)「ヤードポンド法による計量器等の承認制度運営要領」に基づき通商産業大臣に提出する必要があるので今後は別紙(3)により報告及び上申をされたい。

記

1 航空機

(1) 計量法施行法第 3 条、第 6 条及び第 9 条第 3 項の計量等を定める政令第 3 条の 2 に掲げる次の各項

ア 航空機の運航に関する計量

イ 航空機の運航に供するための気象、地象又は水象に関する計量

ウ 航空機による運送に関する計量

エ 航空機及び航空機用機器の製造、修理その他航空機及び航空機用機器に関する計量

オ 航空機及び航空機用機器の部品に関する計量

(2) 上記(1)の各節に掲げる計量に用いるものでそのものが計量法第 12 条の計量器に該当し省令第 2 条にもとづく通商産業大臣の包括承認を得た計量器

2 武器

(1) 計量法施行法第 6 条第 2 項第 4 号ならびに計量法施行法第 3 条、第 6 条及び第 9 条第 3 項の計量等を定める政令第 3 条の 4 第 3 号に掲げる計量するための器具、機械または装置であつて自衛隊が武器の一部として使用するものに関する計量

(2) 上記(1)に掲げる計量に用いるもので、そのものが計量法第 12 条の計量器に該当し、省令第 4 条にもとづく通商産業大臣の包括承認を得た計量器

3 基準器

省令第 5 条第 3 項に該当する基準器であつて通商産業大臣の承認を得たもの

添付書類：別紙(1)昭和 39 年に通商産業大臣から承認された計量器等

別紙(2)ヤードポンド法による計量器等の承認制度運営要領

別紙(3)承認申請報告等の手続要領

別紙(1)

昭和 39 年に通商産業大臣から承認された計量器等

1 航空機関係

(1) 承認番号：包括-39-101 号

(2) 承認期限：昭和 40 年 3 月 31 日

(3) 計量器等

種 類	型式または能力	用 途	使用場所
金 属 製 直 線 直 尺		航空用	
金 属 製 卷 尺		〃	
ノギス、ハイトゲージ およびデップスゲージ		〃	
マイクロメーター			
ダイヤルゲージ			
ブ ロ ッ ク ゲ ー ジ			
ゲ ー ジ 類			
は か り	台はかり、重心 測定器、分銅		
温 度 計			
面 積 計			
目 盛 付 タ ン ク			
目 盛 付 タ ン カ ー			
目盛付タンクローリー			
速 さ 計			
力 計			
圧 力 計			
仕 事 計			
工 率 計			
熱 量 計			
流 量 計			

2 武器関係

- (1) 承認番号：包括-39-102号
- (2) 承認期限：昭和40年3月31日
- (3) 計量器等

種 類	型式または能力	用 途	使用場所
温 度 計		自衛隊用	
速 さ 計		〃	
は か り	分銅	〃	
圧 力 計		〃	
流 量 計		〃	

3 基準器関係

(1) 承認番号：個別－39－110号

(2) 計量器等

種 類	型式または能力	数 量	用途	予定製造事業者名	使用場所
基準分銅型標準圧力計	0～10,000 L b	1	航空用	株式会社 長野計器 製作所	下総航空 基地隊
〃	0～6,000 L b	2			下総航空 基地隊 八戸航空 基地隊

別紙(2)

ヤードポンド法による計量器等の承認制度運営要領

計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令(昭和38年通商産業省令第150号。以下「省令」という。)第2条から第5条までに基づくヤードポンド法による計量をするための器具、機械または装置(以下「計量器等」という。)についての通商産業大臣の承認は、この要領の定めるところにより行なうものとする。

1 承認の申請者

承認の申請は、当該計量器等の譲渡、貸与または引渡しを受けこれを使用しようとする者が行なう。

2 申請書等の様式

省令第2条又は第4条の承認を受けようとする場合は様式第1の、省令第3条または第5条の承認を受けようとする場合は様式第2の申請書正副2通に所要の附属書類1通を添えて申請しなければならない。

3 申請書等の提出先

申請書および附属書類の提出先は、通商産業省重工業局計量課(東京都千代田区霞ヶ関3の1)とする。

ただし、省令第3条第3号の計量器について承認の申請をする場合は、当該計量器についての計量法(昭和26年法律第207号)第123条に基づく登録の申請書(そのものが既に登録されている場合にあつては、登録証の写し。)と合せて、都道府県知事に提出しなければならない。

4 承認

(1) 省令第2条または第4条の承認

当該年度末まで（昭和39年3月31日までに申請のあつたものについては、昭和39年度末まで）を期限として、申請者毎に、計量器等の種類別に、包括的に承認する。

したがって、一度承認を受けた種類の計量器等については、承認の期限内であれば、その後の購入等の際に個々に承認を受け直す必要はない。

(2) 省令第3条または第5条の承認

個別承認とする。

したがって、承認書に記載されたもの以外には、承認の効力は及ばない。なお、承認を受けた計量器等についての承認の効力はその後も持続するのでそのものをその後修理する場合等は改めて承認を受け直す必要はない。

5 承認の通知

(1) 通商産業大臣は、省令第2条または第4条に基づく承認を行なつたときは、様式第3の省令第3条または第5条に基づく承認を行なつたときは様式第4の承認書を申請者に交付する。

(2) 重工業局長は省令第2条または第4条に基づく承認があつたときは、各都道府県知事および特定市市長に省令第3条または第5条に基づく承認があつたときは、当該計量器等の製造事業者等の所在地を管轄する都道府県知事、当該計量器等の使用場所を管轄する都道府県知事および特定市市長、その他必要と認める関係機関等に、様式第5により通知する。

6 承認を受けた計量器等および承認書の取扱い

(1) 承認を受けた計量器等について、製造、修理等の発注を行なうときは、承認書の写しを添付しなければならない。

(2) 承認を受けた計量器等について、検定、比較検査、基準器検査または依頼検査を申請するときは承認書の写しを添付しなければならない。

ただし、省令第2条または第4条に基づく包括承認を受けたものについては、承認番号を明記することによつて足りる。

(3) 承認を受けた計量器について、定期検査または立入検査が行なわれた際承認書の提示が求められたときは、これを提示しなければならない。

7 包括承認を受けた計量器等についての報告

省令第2条または第4条に基づく包括承認を受けた者は承認に基づき購入した計量器の数量等を様式第6により、承認期限満了後3ヵ月以内に通商産業大臣に報告しなければならない。

8 経過措置

昭和38年12月31日現在適法に使用していたヤードポンド法による計量器等であつて、省令第2条から第5条までに該当すると思料するものについては、そのものが取引上または証明上の計量に用いられるものである場合はすみやかに、その他の場合はそのものについての次回の修理、検定、比較検査、基準器検査等の時まで承認を申請すること。

様式第1

計量器等承認申請書（包括）

通商産業大臣 殿

年 月 日

申請者住所

氏名（名称および代表者氏名） 印

計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令第2条（第4条）の規定に基づき、下記の計量器（等）について承認を受けたいので、申請します。

種 類	型式または能力	用途	使 用 場 所

備考

- 1 省令第2条に基づく申請の場合は、附属書類として申請者の事業概要説明書を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第2

計量器等承認申請書（個別）

通商産業大臣殿

年 月 日

申請者住所

氏名（名称および代表者氏名） 印

計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令第3条（第5条）第9号の規定に基づき下記の計量器（等）について承認を受けたいので、申請します。

種類	型式または能力	数量	用途	予定製造事業者名	使用場所

備 考

- 1 附属書類として、次の説明書を添付すること。
 - (1) 申請の事業概要
 - (2) 省令に該当する詳細
 - (3) 法定計量単位により計量することが著しく困難な理由
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第3

文書番号

年 月 日

殿

通商産業大臣 印

計量器等承認書（包括）

昭和 年 月 日付けで申請のあった下記の計量器（等）については、計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令第2条（第4条）の規定に基づき、次のとおり承認します。

承認番号 包括——〇〇——〇〇号

承認期限 昭和〇〇年3月31日

承認期限までの間に実際に購入した計量器等の数量およびその製造事業者名を、同年6月30日までに、所定の様式で報告して下さい。

記

種 類	型式または能力	用途	使 用 場 所

様式第4

文書番号

年 月 日

殿

通商産業大臣 印

計量器等承認書（個別）

昭和 年 月 日付けで申請のあった下記の計量器（等）については、計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令第3条（第5条）第 号の規定に基づき、承認します。

承認番号 個別——〇〇——〇〇

記

種類	型式または能力	数量	用途	予定製造事業者名	使用場所

様式第5

文書番号

年 月 日

殿

通商産業省重工業局長

計量器等承認通知書

計量法施行法第3条、第6条及び第9条第3項の計量等を定める政令第1条第8号および第3条の4の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令に基づき、別添写しのとおり承認が行なわれたので通知します。

別添承認書（写し）承認番号

様式第6

包括承認計量器等報告書

通商産業大臣 殿

年 月 日

住所

氏名（名称および代表者氏名） 印

昭和 年 月 日包括——号をもつて承認されましたヤードポンド法による計量器等の購入実績を下記のとおり報告します。

種類	型式または能力	用途	使用場所	製造事業者名

別紙(3)

承認申請報告等の手続要領

- 1 通商産業省令第150号(昭和38年12月)第2条または第4条にもとづき別紙(1)の1により包括承認された計量器については、昭和39年度の購入または修理実績を昭和40年3月末日までに次の様式で報告する。

種類	型式または能力	数量及び購入 (修理) 月日	用途	使用場所	製造事業者名

- 2 計量法(昭和26年法律第207号)第12条に掲げる計量器に該当し別紙(1)の1及び2により包括承認されたもの以外については購入または修理に際して、その都度すみやかに次の様式で上申する。

種類	型式または能力	数量及び購入 (修理) 予定月日	用途	使用場所

- 3 計量法第12条に掲げる計量器に該当し省令第150号第2条または第4条にもとづき昭和40年度に通商産業大臣の包括承認を必要とするものについては、昭和39年12月末日までに次の様式で上申する。

種類	型式または能力	用途	使用場所

- 4 省令第150号第5条第3項に該当する基準器(使用する計量器を較正する計量器で、計量検定所の基準検定を要するもの)であつて別紙(1)の3により承認されたもの以外については購入または修理に際して、その都度すみやかに次の様式で上申する。

種類	型式または能力	数量及び購入 (修理) 予定月日	用途	予定製造業者名	使用場所